

広域自治体における総合評価方式による入札の実態調査

足利工業大学 正会員 ○藤島 博英
足利工業大学 正会員 築瀬 範彦

1. はじめに

平成 17 年、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の制定以来、国や全ての地方自治体の責務として、全国一律に総合評価方式による入札制度（以下、「総合評価」）の実施を求められ¹⁾、総合評価導入の割合が年々増加している。平成 22 年度調査結果²⁾によると、全地方自治体の 63.1%において導入されている。しかし、都道府県（以下、「広域自治体」）の 46.8%は試行段階であり、本格的な実施には至っていない。また、政令指定都市を除く市区町村（以下、「基礎自治体」）の内、約 4 割は導入に至っていない。

本稿は、運用面から総合評価の更なる普及・拡大に寄与することを目的に実施した、広域自治体における総合評価実施状況等のアンケート調査結果を報告する。実施概要を表 1 に示す。

表 1 アンケート調査実施概要

アンケート対象	47 都道府県
調査日	平成 23 年 11 月
調査方法	郵送調査法（一部、E-mail 回収）
回答数、回収率	41 自治体、87%

2. 広域自治体における公共工事発注状況

図 1 に広域自治体における公共工事総発注件数に占める一般競争入札および総合評価による発注件数割合を示す（但し、一部広域自治体の回答においては入札件数割合を示す）。図は、総合評価発注件数割合の高い順に左から並べている。広域自治体の約 2 割は、すべての発注を一般競争入札で行っている。しかし、約半数の広域自治体において、一般競争入札発注件数割合は 5 割を切っており、依然として非一般競争入札の割合が高い広域自治体が存在している。

総合評価発注件数割合は、一般競争入札発注件数割合に関係なく、6 割の広域自治体において 2 割以下である。一般競争入札発注件数割合に対し、総合評価発注件数割合が 9 割以上の広域自治体は全体の 1 割強であった。

公共工事総発注件数に占める総合評価発注件数割合は、技術審査等を伴わない総合評価（以下、「特別簡易型」）の発注件数割合との関係はなく、半数以上の広域自治体は、特別簡易型による総合評価を 7 割以上取り入れており、特別簡易型の占める割合は高い。また、特別簡易型以外の総合評価を実施している広域自治体の場合、総合評価の発注件数割合は総発注件数の 2 割程度である。

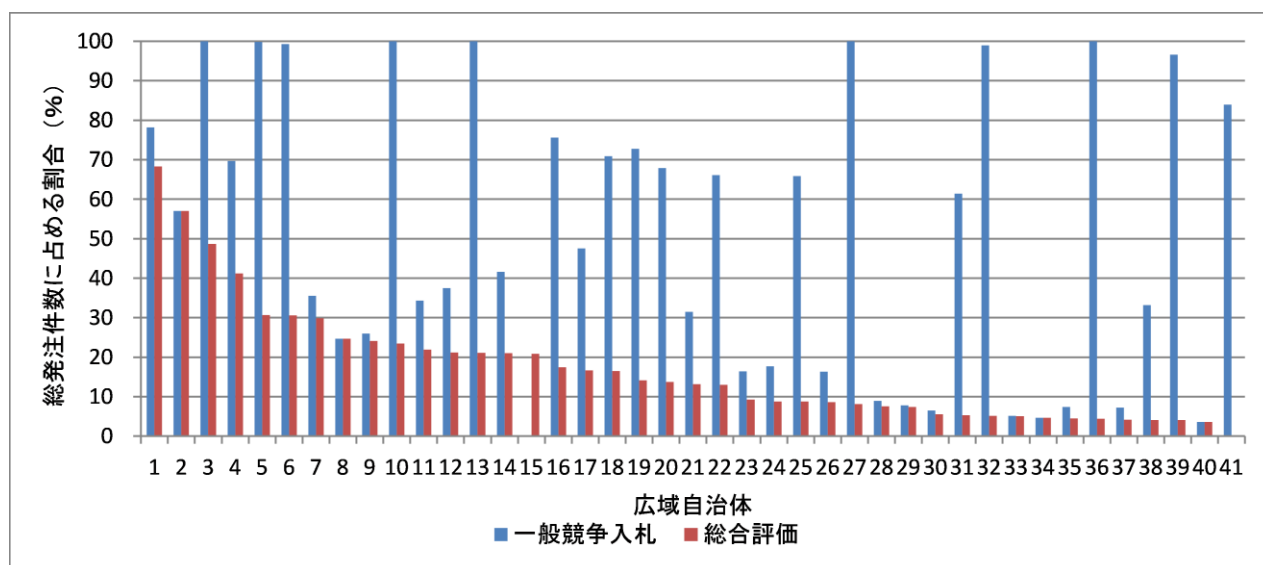


図 1 広域自治体における総発注件数に占める一般競争入札および総合評価による発注件数割合

キーワード 地方自治体,総合評価方式,アンケート調査

連絡先 〒326-8558 栃木県足利市大前町 268-1 TEL:0284-62-0605 E-mail : hfuj@ashitech.ac.jp

3. 一般競争入札におけるくじ引き率と総合評価発注件数割合の関係

図2に建設業許可（登録）業者数³⁾と公共工事総発注件数に占める総合評価発注件数割合との関係を示す。

建設業許可（登録）業者数の増加に伴い、反比例的に総合評価発注件数割合が低下するグループ（グループⅠ、青の破線）と建設業許可（登録）業者数15,000者未満、総合評価発注件数割合20%未満（グループⅡ、赤の破線）の領域に集中するグループが確認できた。

本アンケートの分析において、グループⅠの建設業許可（登録）業者数が多く、総合評価発注件数割合が低い広域自治体において、一般競争入札発注件数割合が高い傾向が読み取れた。そこで、建設業許可（登録）業者数の大きさが、公共工事に関するマーケットの大きさに比例していると考えれば、公共工事に関するマーケットが大きい広域自治体においては、一般競争入札中心で実施されており、公共工事に関するマーケットが小さいところでは、総合評価を中心とした入札が実施されていると言える。

また、本アンケートの分析において、一般競争入札発注件数とくじ引きによる落札者決定数との比（以下、「くじ引き率」と総合評価発注件数割合を比較した結果、当前ながら、総合評価発注件数割合が低くなるほどくじ引き率が高くなる傾向が見られる。

一方、公共工事に関するマーケットの小さなグループⅡの広域自治体においては、建設業許可（登録）業者数が少ないにもかかわらず、くじ引き率が高い傾向が見られた。ただし、グループ内のくじ引き率が特に低い広域自治体においては、非一般競争入札割合が高い。

4. まとめ

広域自治体における総合評価は、特別簡易型により実施されている割合が高いことから、基礎自治体と同様に技術提案の余地が少なく小規模な工事が多いことが窺える。また、公共工事に関するマーケットの大きい広域自治体において、くじ引き率が低いことから一般競争入札がうまく機能していると考えられる。しかし、総合評価発注件数割合が20%未満および建設業許可業者数15,000者以下の広域自治体（グループⅡ）において、くじ引きにより応札者が決定する割合が高くなる傾向が見られた。

二宮、渡辺⁴⁾は、くじ引き入札が多くなることが、地方建設業の健全な育成に支障をきたすことを指摘している。今後、総合評価発注件数割合が低く、公共工事に関するマーケットの小さな自治体の適正な発注方式に関して分析を行って行きたい。

謝辞 アンケート調査実施にあたり、ご協力いただいた広域自治体の担当者の方々にお礼申し上げます。

参考文献

- 1) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 第5条、第8条および「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について（H17.8.26 閣議決定）」等
- 2) 国土交通省・総務省・財務省：入札契約適正化法に基づく実施状況調査の結果について、平成23年1月24日、
http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo13_hh_000098.html
- 3) 国土交通省 総合政策局 建設業課：建設業許可業者数調査の結果についてー建設業許可業者の現況（平成23年3月末現在）ー、平成23年5月11日、
<http://www.mlit.go.jp/common/000143963.pdf>
- 4) 例えば、二宮仁志、渡辺法美：地方公共工事における総合評価方式の特性と入札・契約制度改革に関する一考察，土木学会論文集 F4（建設マネジメント）特集号，Vol.67，pp.93-102，2011

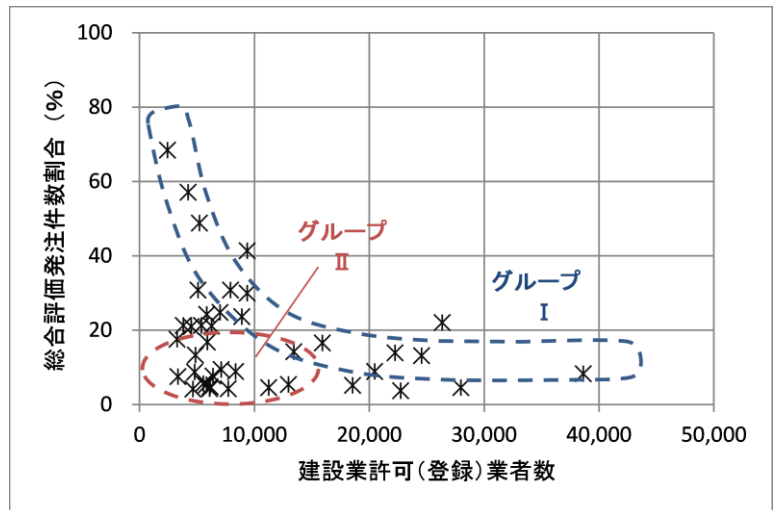


図2 建設業許可（登録）業者数と総合評価発注件数割合